

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しについて

令和8年4月

概要

- ・平成6年度及び7年度に、財政事情の悪化を理由として自動車安全特別会計から一般会計に1兆1,200億円が繰り入れられた。
- ・令和7年度補正予算において、一般会計から自動車安全特別会計へ一括での繰戻し(約5,741億円)を実施。
- 被害者保護増進等事業の財政基盤の強化により、被害者支援等の安定的かつ継続的な実施を実現

一般会計		
年度	繰入額	
	当初予算	補正予算
平成6年度(1994年度)	8,100億円	—
平成7年度(1995年度)	3,100億円	—
年度	繰戻額	
	当初予算	補正予算
平成8年度(1996年度)	—	1,544億円
平成9年度(1997年度)	—	808億円
平成12年度(2000年度)	2,000億円	—
平成13年度(2001年度)	2,000億円	—
平成15年度(2003年度)	—	569億円
~		
平成30年度(2018年度)	23億円	—
令和元年度(2019年度)	37億円	12億円
令和2年度(2020年度)	40億円	8億円
令和3年度(2021年度)	47億円	8億円
令和4年度(2022年度)	54億円	12億円
令和5年度(2023年度)	60億円	13億円
令和6年度(2024年度)	65億円	35億円
令和7年度(2025年度)	65億円	5,741億円

繰入額
11,200億円

令和7年度当初
予算までの繰戻額
約7,402億円

令和7年度
補正予算繰戻額
約5,741億円

自動車安全特別会計 (自動車事故対策勘定)

- 被害者保護増進等事業
 - 被害者支援
 - 療護施設の設置・運営
 - 介護料の支給 等



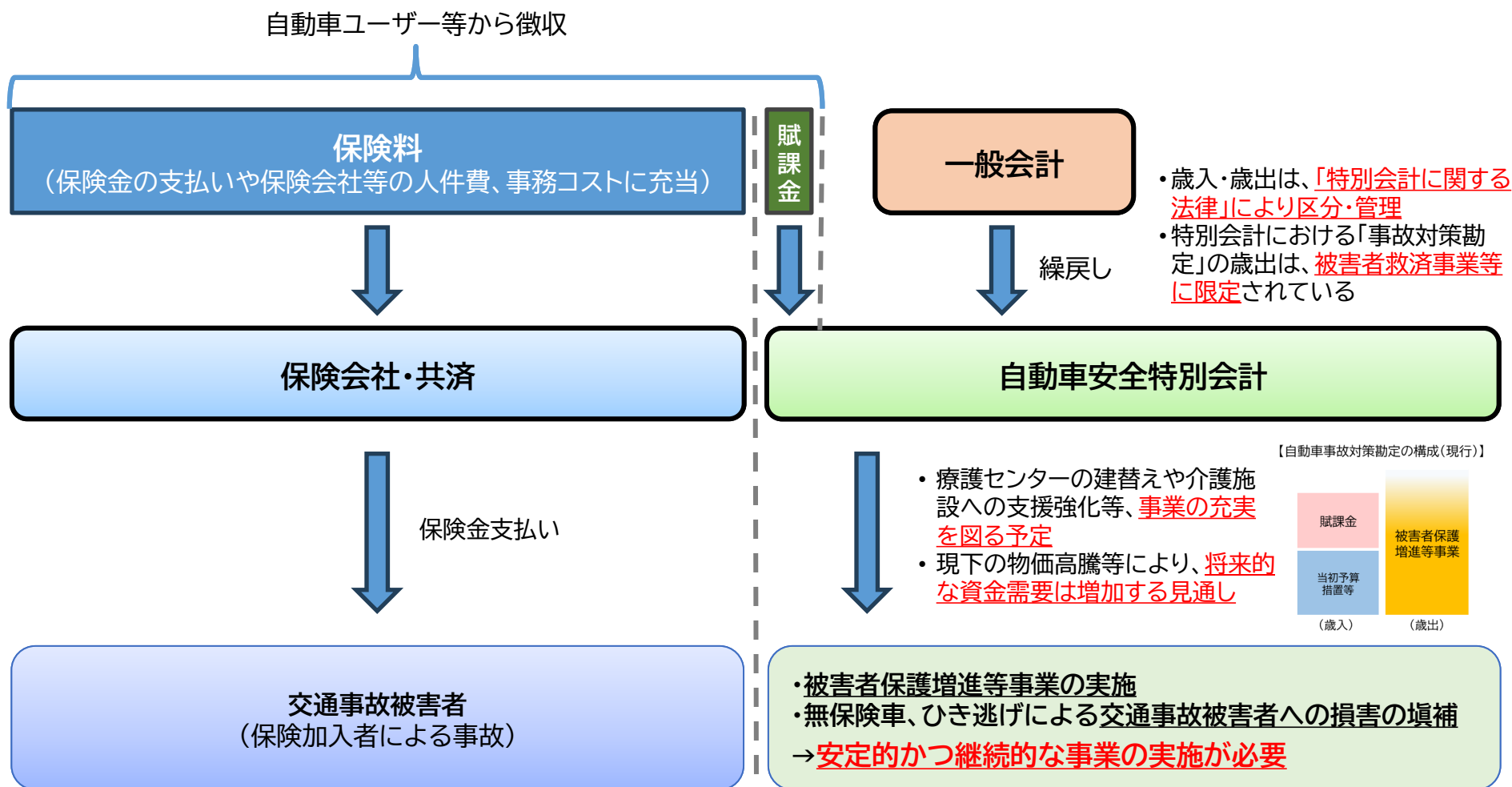
- 事故防止
 - ASV(先進安全自動車)の導入補助
 - 自動車安全性能の評価の実施 等



- 自動車損害賠償保障事業
 - 政府保障事業
 - ひき逃げ・無保険車による事故被害の救済

概要

- ・自賠責保険料は、純保険料・社費等により構成され、保険会社・共済を通じて、交通事故被害者に対し保険金が支払われる。
 - ・賦課金は、被害者保護増進等事業、無保険車等による交通事故被害者への損害の填補に充てられる。
 - ・**一般会計からの繰戻金は、平成13年の法改正より、被害者支援等に充てられるための財源とされている。**
- 被害者の方への更なる支援強化に向けて、老朽化した療護センターの建替えや介護施設への支援等に取り組む予定。
(具体的な事業規模等については、「被害者保護増進等事業に関する検討会」における議論を踏まえ整理。)



被害者保護増進等事業に関する検討会、スケジュールについて

概要

- 被害者保護増進等事業は、「被害者保護増進等計画」に基づき実施しており、各事業は、「被害者保護増進等事業に関する検討会」において、**事業内容、効果検証の報告等を実施**している。
- 令和8年度は、以下スケジュールの通り、**次期計画(令和9年度～13年度)、財源構成の整理等**についてご議論をいただく予定。

令和8年度スケジュール(案)

4月	第1回被害者保護増進等事業に関する検討会(次期計画骨子、財源構成の整理等)
6月	第1回被害者保護増進等事業に関するWG(前年度事業の効果検証等)
7月	第2回被害者保護増進等事業に関する検討会(前年度事業の効果検証、次期計画、財源構成の整理等)
9月	第3回被害者保護増進等事業に関する検討会(次期計画、財源構成の整理等)
11月	第4回被害者保護増進等事業に関する検討会(取りまとめ(財源構成の整理))
1月	第5回被害者保護増進等事業に関する検討会(取りまとめ(次期計画))

被害者保護増進等事業に関する検討会

検討会委員

有識者 (◎ 座長 ○ 座長代理)

- ◎藤田 友敬(東京大学大学院法学政治学研究科教授(商法))
- 福田 弥夫(八戸学院地域連携研究センター長(保険法))
- 古笛 恵子(弁護士)
- 広瀬 謙哉(読売新聞東京本社論説委員)
- 佐藤 主光(一橋大学国際・公共政策大学院教授(財政学))
- 竹川 正記(毎日新聞社論説副委員長)
- 戸崎 肇(桜美林大学ビジネスマネジメント学群教授(交通政策))
- 榎 徹雄(東京都市大学理工学部名誉教授(自動車工学))
- 麦倉 泰子(関東学院大学社会学部教授(社会福祉学))

自動車ユーザー団体

- 加藤 憲治(一社)日本自動車会議所 保険特別委員長
- 金子 晃浩 全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
- 坂口 正芳(一社)日本自動車連盟 会長

被害者団体

- 小沢 樹里(一社)関東交通犯罪遺族の会 代表理事
- 桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
- 古謝 由美 NPO法人日本高次脳機能障害友の会 監事
- 徳政 宏一 NPO法人日本頸髄損傷LifeNet 理事長

オブザーバー

- 金融庁 監督局保険課
- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
- 医政局 地域医療計画課
- (一社)日本損害保険協会
- 全国共済農業協同組合連合会
- (独)自動車事故対策機構(ナスバ)
- 損害保険料率算出機構

(参考) 自動車ユーザー等に対する周知活動について

○ 自賠責保険(運用益)の全額繰戻し(約5,741億円)・被害者保護増進等事業について、自動車ユーザー等に正しくご理解をいただくため、**国土省の自賠責保険ポータルサイトにおいて、特設ページを掲載し、理解促進を図る。**

■自賠責保険 ポータルサイト トップページ



※自賠責保険ポータルサイトトップページ
[\(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/\)](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/)

※全額繰戻しに関する説明ページ(リンク先)
 (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/commmon/data/kurimodoshi.pdf>)



■全額繰戻しに関する説明ページ(リンク先)

あなたの自賠責保険料・共済掛金が、
交通社会に暮らす誰かを支えている。

一般会計から自動車安全特別会計への
全額繰戻しが実現

令和7年度補正予算において、自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れていた5,741億円の全額繰戻しが決まりました。自動車事故が後を絶たない中、事故被害者の方への支援等^{※1}を安定的かつ継続的に行うことは極めて重要です。なお、今回の繰戻金は、平成13年の法改正^{※2}を踏まえ、被害者支援等に充てるための財源とされています。

国土交通省では、被害者の方への更なる支援強化に向けて、老朽化した療護施設の建替えや、被害者の方が利用する介護施設への支援等、事業の充実を図って参ります。

※1 保険料を原資として運用を行い、その運用益を財源に被害者支援等を実施。
 ※2 法改正において当時の累積運用益の配分(ユーザーへの還元の財源と被害者支援等の財源)を決定しており、今回の繰戻金は被害者支援等の財源。なお、ユーザーへの還元は、平成20年度までに実施済み。

一般会計から自動車安全特別会計への
全額繰戻しについて

自賠責保険料の運用益は平成13年の法改正により、ユーザーへの還元のための財源^{※1}と被害者支援等の財源として配分されました。今回の全額繰戻しは、被害者支援等を安定的かつ継続的に実施するための財源として活用されるものであり、交通事故被害者の方への更なる支援等、事業の充実を図って参ります。

※ユーザーへの還元は平成20年度までに実施済み。

国土交通省とナスバ(自動車事故対策機構)は、自動車事故にまつわるさまざまな取り組みを行っています。

- 1 重度後遺障害の専門病院運営
慢性後遺障害(脳障害)により後遺障害等級が不問となる方を対象とした治療に40年寄り多い、治療費は継続して貯り込んでいます。
- 2 重度後遺障害の方への介護料支給
寝たきりや車椅子利用など、日常生活動作において介護の必要な方への介護料を支給しています。
- 3 「介護者なき後」のサポート
在宅療養中の重度後遺障害の方を対象に、介護する方がいなくなってしまう後の生活の場面の確保に取り組んでいます。
- 4 後遺障害の方への社会復帰の促進
労働者への就業支援(就業機会)と就業機会による経済的自立(より日常生活に制約がある状態)を助けたための就業支援を実施しています。
- 5 交通遺児の支援
交通事故への被害者遺児の経済的自立支援や、養育終了後の交通遺児の方を対象に「交通遺児の会」を事業しています。
- 6 自動車事故防止対策
事故発生を未然に防止するための対策として、自動車の安全性能を評価し公表する取り組みなどを行っています。